

控訴準備書面(3)

平成29年(ネ)第2066号(地位確認等請求控訴事件)、

控訴人 村上定幸、 被控訴人 宗教法人日本フリーメソジスト教団ほか、

大阪高等裁判所第一民事部D係 御中、

2018年5月10日

控訴人代理人弁護士 野田底吾

1、被控訴人平成30年5月2日付準備書面(3)の準委任契約の解除について。

被控訴人は、昭和43年最判の「止むを得ない事由」に沿うべく、「会堂建設にかかる請負代金を強引に値引きさせた・・・」など未だ立証も十分なされていない事項を突如 付け加えて主張しているが(原審答弁書5P(10))、問題の25万円は富沢建築士が「反省とお詫びの意を込めて」と自ら述べている如く、極めて杜撰でいい加減な作業をした同氏が、請負代金を自主的に減額せざるを得なくなったものに過ぎなく(原審原告準備書面(1)2頁(10))、これを脅し取ったかの如く「止むを得ない事由」に該当させる等は牽強附会そのものである。

本件の問題点は、控訴人が準備書面(1)2頁3項で主張している如く、契約の性質問題などではなく、手続き問題である。

2、原審の原告準備書面(7)の一部訂正について。

- (1)、7頁 「経済的措置・・・」欄の2行目「然し、巡回教師・・・」とあるを「然し、仮に巡回教師・・・」にと
同5行目「仕方ないが、本来無給で・・・」とあるを「仕方ないが、かかる規定もな
く本来無給で・・・」にと、
- (2)、8頁 「まとめ」欄の9頁4行目「信者には事を知らせ内密に・・・」とあるを「信者には事を知らせず内密に・・・」にと
それぞれ訂正する。

3、控訴人準備書面(2)の2頁4行目「対価として控訴人に支給金(賃金)・・・」を、「対価としての支給金(賃金)・・・」にと訂正する。